

令和 9 年度税制改正に関する意見書

四国税理士会

令和 9 年度税制改正に関する意見書

目 次

I はじめに.....	1
II 税制に対する考え方	1
III 重要な改正要望事項	
(1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること。	4
(2) 消費税率は単一税率とすること。	5
(3) 消費税について、適格請求書等保存方式（インボイス方式）について問題点を洗い出し、抜本的な改正を行うこと	5
IV 基本的な改正要望事項	
1 所得税関係	
(1) 年末調整計算の時期を年始へと変更すること。給与所得の源泉所得税等の納付期限について、1月 31 日とするとともに、所得税の確定申告期間を 2 月 1 日から 3 月 31 日までとすること。 ..	6
(2) 源泉所得税の納期特例対象所得を拡大すること。	6
(3) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を 5 年に延長すること。	6
(4) 「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」の規定を見直すこと。	7
(5) 業務用の土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算を認めること。	7
(6) 相続財産に係る譲渡所得の特例における適用可能期間を見直すこと。	8
(7) 居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000 万円控除）の適用期間を複数年（3 年間）とすること。	8
(8) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（100 万円）の適用に関し、都市計画区域内であるとする要件及び申告要件を廃止すること。	8
(9) 所得税の基礎控除の額を定額とすること。	8
(10) 所得税の所得控除を簡素化すること。	9
(11) 住宅借入金特別控除における当初申告要件を廃止すること。	9
2 法人税関係	
(1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと。	9
(2) 受取配当等は全額益金不算入とすること	10
(3) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方	

法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。
.....10

- (4) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと。.....10
- (5) 公益法人等の課税制度を見直すこと。.....10

3 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に見直しすること。 11
- (2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。 11
- (3) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税限度額を1人当たり1,000万円とすること。 12
- (4) 家屋の相続税評価の方式を見直すこと。 12

4 消費税関係

- (1) 事業者免税点制度を見直すこと。 13
- (2) 簡易課税制度における基準期間の判定基準を見直すとともに、各種届出書の提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとすること。 13
- (3) 非課税取引の範囲を見直すこと。 13
- (4) 特例における2年間継続適用要件を廃止すること。 13
- (5) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること。 14

5 国税共通

- (1) 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げ50万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度との選択適用とすること。 14
- (2) 行為計算否認規定の要件を明確にすること。 14
- (3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。 15
- (4) 収用等の場合の5,000万円の特別控除特例を複数年適用可能とすること。 15

6 地方税関係

- (1) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと。 15
- (2) 個人事業税に係る事業主控除額をその年の前年の民間平均給与額の1.5倍程度まで引き上げること。 16
- (3) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。
..... 16
- (4) 住民税の所得控除額を所得税と同額にすること。 16
- (5) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること。 17

- (6) 電気供給業のうち、発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式について、収入金課税を見直すこと。..... 17
- (7) 事業税の社会保険診療報酬に係る課税除外の特例措置を廃止すること。..... 17

7 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 国税・地方税に関するビッグデータ情報共有（開示）推進の検討を始めること。..... 18
- (2) 電子申告・納税制度については税務行政のプラットフォームとなるよう納税者の利便性及び申告事務の実態や徴収義務者の事務負担軽減を重視したシステム等の改善を継続するとともに、広報活動に努め積極的な利用の勧奨を行うこと。..... 18
- (3) 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業者を加えること。..... 19
- (4) 国税庁の法人番号公表サイトにおいて、インボイス登録の有無を表記すること。..... 20

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

- (1) 調査の事前通知を電磁的方法によって行うこと。..... 20
- (2) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び税務代理人に対しその調査経過を通知すること。..... 20
- (3) 法人税、消費税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること。... 21
- (4) 個人事業者が死亡した場合の届出を廃止すること。..... 21
- (5) 税務行政手続に関して、行政手続法第 1 条の規定趣旨を特別法である国税通則法に採り入れ、納税者権利憲章を制定すること。..... 22
- (6) 輸出免税の適用を受ける自動車重量税の還付を認めること。..... 22

2 地方税に関する事項

- (1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現するとともに、異動届出書においても簡素化すること。..... 22

3 その他

- (1) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること。..... 23
- (2) 電子申告をしている関与先については、税理士業務概況報告書の提出を省略すること。..... 23
- (3) 税務相談、税務調査にウェブ会議システムを導入すること。..... 23
- (4) ハラスメント等苦情相談や不服申立て・訴訟の教示のため課税当局から独立した機関を設けること。..... 24

I はじめに

我々税理士は、中小企業者の決算や資産税の申告等の実務を通じて、納税者の現状を十分に理解する立場にある。その立場から国内における税制が、わが国の税制基盤を支える税収の基礎である納税者の申告実務にどのような影響を与えているのか、それを前提に構築されるべき「あるべき税制」とはどのようなものかといった点を検証し、税制改正についての意見を述べ建議することは納税者の声を代弁し、申告納税制度の理念を支え、財政民主主義の基本に資するという点で非常に重要であると考えます。

四国税理士会は、税理士法第 49 条の 11（建議等）の趣旨に基づいて令和 9 年度の税制改正に関する意見書を作成している。作成に当たっては、各会員に税制及び税務行政の改善について広く意見を求め、集約した意見について調査研究部において検討を加え、理事会の承認を得て公表している。

II 税制に対する考え方

わが国の税の基本原理は「公平・中立・簡素」である。しかし、人口減少と高齢化の進行、財政悪化の進展、技術革新による経済環境の高度化・複雑化、貧富の格差の拡大、地域経済の疲弊化、環境問題の深刻化、ライフスタイル・価値観の変化等の影響を受け、この原則を維持することは困難な状況である。

このような状況にあつて、納税者に最も近い存在である税理士は、実務家としての立場から、納税者の現状を理解し、さらに税務の専門家として税制及び税務行政の背景を理解した上で、税制に対する意見を述べることは税理士の使命である。

四国税理士会は、この税理士の使命を達成するために、税負担の公平や制度の簡素化等について、以下の視点に立って税制改正を提言するものである。

1 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点である。公平には、従来から等しい状態にある者は等しい税負担をするという「水平的公平」と、大きな担税力を持つ者はより多くの税負担をするという「垂直的公平」がある。また、少子高齢化が進展する現在、生涯を通じて税負担に偏りが起こらないよう「世代間の公平」という観点も指摘されることがある。最近の経済のグローバル化等に代表される複雑な経済活動のもとでは、これらの公平の概念の実現には、困難を伴うと思われるが、各税目間でバランスのとれたタックス・ミックスで対応し、担税力に応じて税負担を配分する税制を構築すべく公平についての議論は引き続き行われていかなければならない。

2 簡素で納得のできる税制

わが国では、主要な国税は申告納税方式によって確定している。それは納税者が自ら税金を申告納税するという民主主義的な国家観に基づくものである。したがって、納税者目線に立って、納税者自らが進んで申告納税をする上で税制はわかりやすく実行可能な、簡素で納得のできるものでなくてはならない。

3 必要最小限度の事務負担

課税庁の事務負担に限らず、納税者が申告納税を行うための事務負担であるシステム構築のコストについても必要最小限度になるよう配慮すべきである。

4 時代に適合する税制

わが国における少子高齢化の進行、経済のグローバル化、技術革新と資本市場の変化、貧富の格差の拡大、多様性、地球温暖化現象、環境問題そして持続可能性など、経済情勢が刻々と複雑化し続ける中、税制は常に時代に適合するよう見直しを継続していかなければならない。

また、進展する社会のデジタル化への対応も喫緊の課題である。

5 透明な税務行政

急激に進展する社会に対応するためには、税務行政においても迅速なデジタル化施策が求められる。そのような中でも公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展のためには、透明な税務行政であることが不可欠である。特に、税務行政手続に関する規定は可能な限り法律において整備することが求められる。また、租税歳出である租税特別措置についても、効果を検証し、無駄の無いよう透明化が求められる。

【今年度の意見書におけるマクロ的視点での提言】

1. 国税通則法・納税環境整備について

国税庁レポート 2025 では納税者のコンプライアンスリスクに応じて、リスクが低い多くの納税者には自ら正しい申告と納税が行えるよう必要な情報を提供するなどの納税者サービスを充実させ、文書・電話等による行政指導等の簡易な接触を通じて「適正申告等の確保」をし、リスクが高い特に悪質な一部納税者には納税者の権利・利益の保護を図りつつ厳正な調査等で対処し「不適正な申告等の是正」を税務行政の2つの柱とすることとしている。そして、その根底にあるのが税務行政のデジタル・トランスフォーメーションである。

令和5年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」では、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化等」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた三つの方針を柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構造を示すとともに、これまではe-Taxをはじめ、税務手続きのデジタル化について「国税庁の施策」を推進してきたが、今後は事業者の業務のデジタル化促進に向けた周知広報を行っていくとしている。

現在インボイス制度や電子帳簿保存法、キャッシュレス納付さらにはデジタルシームレス等「事業者のデジタル化促進」施策が矢継ぎ早に実施されているところである。このような中で、納税者に対する丁寧で入念な周知広報が求められると共に、早急に進めるべき喫緊の課題と、納税者の権利への配慮が必要な施策とを区分し、必要な段階を経ながら制度の定着が図られるべきである。

また、中小企業者においては、経理処理レベルの格差、システム構築コスト負担の格差があるため、IT導入補助金を充実し、中小企業者の取引やバックオフィス業務のデジタル化に対す

る支援を通じた生産性向上を後押ししていくさらなる施策が求められる。また、零細企業にみられる情報、会計リテラシーの欠如に対して迅速な救済が必要である。

2. 消費税等について

インボイス制度については令和5年10月より実施されているところであり、公正な取引価格の維持や価格改定等の納税者からの相談や、中小零細事業者の経営への配慮、レジシステム、経理システムの対応、会計処理の複雑化、零細企業への課税事業者の拡大等、新たな制度の定着に向けて取り組むべき課題は多い。地方の企業が活性化されるよう臨機応変な制度運用と必要な法改正等の措置が望まれる。

3. 中小企業税制について

中小企業の経営状況は、業種により違いも見られているが、円安や物価上昇により収益環境の悪化が懸念されており、雇用全体の7割を創出する中小企業においては賃上げ促進税制の実効性を高めるための適切な価格転嫁を促進させることが重要である。また、デジタル化への対応や事業再構築など人材的にも資金的にも大企業と同様には対応できないのが現実である。中小企業税制においては、軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制のみならず、中小企業者の特質に十分配慮した税制によるさらなる支援が求められる。

【課税形態ごとの検討課題】

1 所得税関係

- (1) わが国にとって喫緊の課題である少子化への対応のため、課税単位について抜本的に見直すこと
- (2) 源泉徴収事務の見直しを図ること
- (3) 土地税制の見直しを図ること
- (4) 複雑な所得控除制度の簡素化を図ること

2 法人税関係

- (1) 国際協調主義を重んじ国際的に持続可能な税制の整備を図ること
- (2) 中小企業にも配慮し、経営活力の障害とならない方向で税制の整備を図ること

3 相続税・贈与税関係

- (1) 円滑な事業承継が可能となる税制にすべきであること
- (2) 相続税課税のあるべき姿がどのようなものであるかを検討していくこと

4 消費税関係

- (1) 税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するとともに、事業者間の取引における正確な消費税額の把握を容易にし、単一税率による簡素な制度設計への見直しを行うこと
- (2) 財源を安易に消費税に求めず、国際協調による経済成長により財源の確保を目指すこと
- (3) 事務負担の軽減の解決を図るための施策を検討していくこと

5 地方税関係

- (1) 償却資産に係る固定資産税については、中小企業者の実態に配慮すること
- (2) 住民税及び事業税について、所得税等との整合性を図ること

6 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 電子申告の義務化を実施する際には、安定運用・情報保護等に配慮しつつ、納税者に負担のかからない制度を構築すること。特に中小企業者については、制度面も含めて万全の準備を行うこと
- (2) 納税者の税法を知る権利を保障し、広報・相談に力点を置き、納税者自らが進んで申告納税を行う環境を整え、納税者の事務負担の軽減並びに納税者の権利利益を保護し、適正手続の保障及び権利侵害からの救済に配慮する。

【本意見書の構成】

本意見書は、「重要な改正要望事項」、「基本的な改正要望事項」、「その他・改善要望等に関する事項」に大別した上で、税制に関する事項については税目ごとに分類している。

III 重要な改正要望事項

(1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること。（一部修正）

【理 由】

現在のわが国にもっとも必要なものは、人口減少に対応するための少子化対策である。この点に関して、税法において効果的な改善を行うために、子育てを念頭に置いた具体的かつ抜本的な見直しが必要である。また、共働き夫婦にとって、簡便で、働くことの壁にならない制度設計が求められる。

このようなことから、主要先進国の中でも高い出生率を維持するフランスの例を参考に、所得税の課税単位について、世帯を構成する夫婦と子どもの数を N として計算する「 N 分 N 乗方式」を導入すべきである。世帯単位課税には批判も多い。しかし、現行の税制が特に夫婦を含む家族に対する価値観の変化に対応できていない点、国内の少子化に歯止めがかかっていない現実、つまり納税者である国民の生活意識と乖離していることをまずは認め、その上で税制として少子化対策を目的とできる本制度の導入を図るべきである。

なお、制度創設に当たっては、高額所得者が有利になることを避けるため、本制度の適用には一定の所得制限を設けるとともに、現行制度からのスムーズな導入のために選択制とすべきである。

この他、子育てを目的とした社会保障政策その他の制度（子育て支援、女性の社会進出、家族の価値観の変化に伴う諸制度等）も並行して見直される必要がある。

(2) 消費税率は単一税率とすること。(一部修正)

【理 由】

令和元年 10 月 1 日より消費税の複数税率が導入され、令和 5 年 10 月 1 日より適格請求書等保存方式が始まった。複数税率の導入は、消費税の逆進性の対策として、生活に必須である飲食料品及び新聞の定期購読に対する消費税を軽減することにより、インボイス導入の目的は事業者間の取引における正確な消費税額と消費税率の把握を容易にし、税の適正な徴収を図ることにある。

一方でこれらの制度の導入は、消費税の課税事業者に過度な負担を強いていると言える。特に消費税計算における仕入税額控除の場面において、複数税率の確認及びインボイスの確認は相当の工数を要し、デジタル化にも逆行する事態となっている。例えば、現金取引からキャッシュレスに移行するため、口座からの引き落とし若しくはクレジットカードでの支払いとなることが多いが、その支払いを会計に登録する際には、支払額を仕訳入力することに加えて、インボイスを確認するために専用ホームページにログインして書類をダウンロードする必要がある。そのダウンロードした書類に記載されたインボイスの登録番号を国税庁サイトで確認する必要もある。明らかに標準税率であり、課税事業者からの仕入れであるものにまで、消費税率及び登録番号の確認を強いており、経営の効率化とは逆行する制度設計になっている。特に、複数税率であることにより、その作業は厳格な適用が求められるのであるから、複数税率を廃止し、単一税率による簡素な制度設計に見直すべきである。それと同時に、消費税率が 10%に統一された場合には、所得税法において給付付き税額控除方式の導入などによる低所得者に対する配慮が必要である。

税の三原則「公平・中立・簡素」は間接税の場合にはその納税を管理する事業者にも考慮されるべきであり、この原則を堅持するうえでも消費税率は単一税率とすべきである。

(3) 消費税について、適格請求書等保存方式（インボイス方式）について問題点を洗い出し、抜本的な改正を行うこと。(一部修正)

(消法 30)

【理 由】

令和 5 年 10 月より実施された適格請求書等保存方式については、請求書等に記載誤りがあった場合や、記載要件を満たしていない場合など、適格請求書等発行事業者に訂正を求める必要があり、課税事業者はこれらの確認等に多くの労力を要し、場合によっては訂正を求めることなく適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れとして処理している事例も多くあるなど課税事業者に過度な負担を強いている。既に発生している問題点を洗い出し、抜本的見直しを実施すべきである。

インボイスの記載事項の不備が目立つため、発行事業者の適正発行を促す必要がある。インボイスの記載事項が領収書等のどこに記載されているか探す必要があるため、QR コードの導入等による発行事業者の改善が不可欠である。適格請求書等に訂正事項があった場合、帳簿保存方式による仕入れ税額控除の方法も含めて改正が必要である。

IV 基本的な改正要望事項

1 所得税関係

- | |
|--|
| (1) 年末調整計算の時期を年始へと変更すること。給与所得の源泉所得税等の納付期限について、1月31日とするとともに、所得税の確定申告期間を2月1日から3月31日までとすること。(継続) (所法 181、183、199、204、216、復興措法 28) |
|--|

【理 由】

年末調整に係る各種申告書は11月中に提出を求められることも多く、本人、配偶者、扶養親族の所得を見積金額で記載すること等により、結果として是正が生じることが多い。これを解消すべく年末調整計算の実施時期を年末から年始へと変更すべきである。

また、現行の源泉所得税の納付期限は原則として給与等を支給した月の翌月10日とされているが、1月は年末年始の長期休暇のほか、政府の働き方改革に伴う休日増加の要請に対応している事業者も多いことから年始の業務開始が10日近くになることもある。このようなことから、年末調整事務担当者の負担軽減を図るため、12月支給分の源泉所得税等の納付期限については、翌年1月のみ1月31日とすべきである。加えて、年末調整の実施時期を年末から年始へ変更する場合、納期の特例の承認を受けている事業者は、翌年の1月20日までに年末調整が終了しない恐れがある。そのため、7月から12月分までの源泉所得税の納付期限についても同様に翌年1月31日とすべきである。

なお、年末調整の時期を年始へと変更することに伴い、所得税の確定申告の準備等についても影響が及ぶことから、所得税の確定申告期間は、2月1日から3月31日までと変更するべきである。

- | |
|---|
| (2) 源泉所得税の納期特例対象所得を拡大すること。(一部修正) (所法 216) |
|---|

【理 由】

納期の特例対象所得は、常時発生すると考えられる給与、退職手当及び所法204条第1項第2号に掲げる士業報酬・料金に限定され、単発かつ特殊性のある支払は対象となっていない。

しかし、中小企業者においては、これら以外の所得区分についても源泉徴収義務が生ずる場合が少なくないことから、法の趣旨である事務負担軽減の観点から、これらについても特例対象所得に含めるべきである。

- | |
|---|
| (3) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を5年に延長すること。(継続) (所法 70) |
|---|

【理 由】

所得税の青色申告者は一定の要件のもと帳簿の備付けと保存が要求されており、小規模法人と実態は変わらない。一方で、青色申告法人の欠損金の繰越期間と比して所得税の青色申告者は純損失の繰越期間が3年であり、不均衡であると言わざるを得ない。所得税の更正・決定の期間、更正の請求期間を勘案し、青色申告者の繰越控除期間を5年に延長すべきである。

- | |
|--|
| (4) 「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」の規定を見直すこと。
(継続) (所法 56) |
|--|

【理 由】

現行所得税法は個人単位課税を原則としているが、同法 56 条では家族構成員の間に所得を分割し、高い累進税率の適用を排除することによる租税回避を防止するため、例外的な措置として世帯単位課税が適用されることとなっている。しかし、同法 56 条が前提としていた旧来型の仕事観（家族観）が大きく変化している現状に鑑みれば、これに即した見直しが必要とされるべきである。

具体的には、世帯主が事業主・その親族が補助者という旧来型の生計の体系であれば現行制度を維持するが、世帯主と親族の事業がそれぞれ独立して計算している場合（例：夫が弁護士、妻が税理士のようなケース）では、現行所得税の基本である個人単位課税として取り扱うべきである。

ただし、この規定の目的である恣意的な所得分散による租税回避行為の防止や税務執行面への対応についても配慮する必要がある。これらの観点から、税務署長に事前にその生計の内容を届け出た上で、それぞれの事業の帳簿が整備されていること及び必要経費としての金額に相当性があり、かつ支払時期が妥当であること等を前提に、本規定の適用が除外される制度を構築すべきである。

なお、所得税の課税単位として世帯単位課税が導入された際に、本事項は改めて検討されるべきである。

- | |
|--|
| (5) 業務用の土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算を認めること。(一部修正)
(所法 69、措法 31、32) |
|--|

【理 由】

個人の包括的所得概念からすれば、理論上、純資産の増減をもたらす不動産譲渡損益も含めたところの担税力の増加に課税されるべきである。実務上においても、事業資金の確保を目的として、所有する不動産を譲渡する事例が少なくない。このような担税力に乏しいケースに課税を強いることは不合理であり、かつ、不動産の流通を阻害し、経済の活性化まで失わせる制度となっている。したがって、土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算を認めるべきであり、他方で過度な節税を防止する観点から、対象を業務用の土地建物等に限定するとともに、特殊関係者への譲渡は除外すべきである。

(6) 相続財産に係る譲渡所得の特例における適用可能期間を見直すこと。

(一部修正)

(所法 33、措法 35、39)

【理 由】

被相続人の居住用財産(空き家)を売った際の特例の適用にあたって、適用可能期間については、家庭環境が複雑化している昨今の状況を考えると、遺産分割協議の成立に時間を要するケースも多いと思われ、相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに処分できない可能性も高いことから、適用可能期間を5年に延長すべきである。

また、相続又は遺贈により取得した財産を譲渡する場合の取得費の特例の適用にあたって、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡しなければならないという要件を上記理由から5年に延長すべきである。

(7) 居住用財産の譲渡所得の特別控除(3,000万円控除)の適用期間を複数年(3年間)とすること。(継続)

(措法 35)

【理 由】

居住の用に供していた土地を譲渡する場合、特に相続した空き家を取り壊して譲渡する際や、広大な土地の譲渡における価格等の販売条件の点で、現状の土地を分筆して譲渡するケースがあり、このような場合は単年度で売却が完了しないこともある。そうしたことも考慮して、特別控除の適用は3,000万円を限度として3年間の繰越を認め、複数年控除可能な制度とすべきである。

(8) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除(100万円)の適用に関し、都市計画区域内であるとする要件及び申告要件を廃止すること。(一部修正)

(措法 35 の 3)

【理 由】

土地の有効利用を通じた投資の促進、地域活性化を図るとともに、相続等により所有者不明土地の更なる発生を予防するという制度趣旨のためには、納税者に過度の負担を強いる結果になる都市計画区域内という区域要件及び市区町村長の確認書添付を求める申告要件を廃止すべきである。

(9) 所得税の基礎控除の額を定額とすること。(新規)

(所法 86 条)

【理 由】

所得税の基礎控除は、所得のうち最低限度の生活を維持するために必要な部分には担税力は認められないとの考え方に基づく制度であり、本来、所得の多寡を理由として控除額に差を設けるべきではない。

最低生活費の保障という制度目的を踏まえれば、基礎控除はすべての個人に一律に適用されることが制度の趣旨に最も適合すると考えられる。

(10) 所得税の所得控除を簡素化すること。(新規)

(所法 81、所法 84 の 2、措法 41 の 16 の 2、措法 41 の 3 の 3 等)

【理 由】

基礎控除の上乗せ措置は合計所得金額に応じて基礎控除の上乗せ額が低減し、特定親族特別控除は特定親族の合計所得金額により控除の可否や控除額が低減する。また、給与所得の所得金額調整控除は、給与収入に応じて適用の可否や控除額が変動する。さらに、特定親族（19 歳から 22 歳まで）と給与所得の所得金額調整控除の扶養親族（23 歳未満）については、19 歳から 22 歳の年齢層は重複適用となる場合があるなど、一層複雑化している。

本来、税制は簡素であるべきであり、現行の多段階的な控除体系は、納税者の理解や税務実務の観点からも整理・見直しを行い簡素化すべきである。

(11) 住宅借入金等特別控除における当初申告要件を廃止すること。(新規)

(措法 41、措法 41 の 2)

【理 由】

住宅借入金等特別控除は、住宅の取得等に伴う負担を軽減し、その取得等を促進して良質な住宅ストックの形成を図るべく設けられた政策的減税制度である。しかし現行制度では、居住初年度に確定申告を行わなかった場合、当該年分のみならず翌年以降の控除まで受けられないため、制度趣旨である住宅取得支援効果が著しく損なわれている。初年度は転居・諸手続きが集中し申告漏れが生じやすいにもかかわらず、形式的要件の未充足のみで控除期間全体を失権させる運用は、納税者に不測かつ過大な不利益を与え、公平性を欠くものである。控除額は年末残高に基づき算定されるため、初年度申告の有無による税収上の合理的差異もなく、当該要件を維持する合理性は認められない。以上より、初年度申告義務は廃止し、各年分の客観的要件に基づき適用を認める制度へ改正すべきである。

2 法人税関係

(1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと。(一部修正) (法法 34)

【理 由】

法法 34 条は役員に支給する給与のうち、限定列举されたもの以外は損金の額に算入されないこととされているが、本来、役員給与は職務執行の対価として原則損金算入されるべきである。特に中小企業の経営者に求められるものは自由な発想と行動力であり、その結果としての経営責任の自覚が求められることとなるが、現在の規定によると結果的に経営者の判断を制約し、萎縮さ

せているようなこととなっている。定期同額に幅を持たせるなど、柔軟な制度に変更すべきである。

(2) 受取配当等は全額益金不算入とすること。(継続)

(法法 23)

【理 由】

法人が所有する株式等に係る受取配当等については、現行制度上、同一の経済価値に対して二重に課税している。このことは企業の配当性向を阻害し、証券市場の活性化等に逆行しているといわざるを得ない。したがって、受取配当等は全額益金不算入とすべきである。

(3) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。(継続)

(法法 122、法令 30、52、119 の 6)

【理 由】

法人に係るこれらの届出書等の提出期限は設立1期に該当する場合を除き、当該事業年度開始の日の前日までとされているが、個人の所得税では法定申告期限となっている。

納税者の便宜に資するため、直前事業年度の申告書の提出期限としても課税上の弊害や混乱を招くことはないと考えられ、各届出書等の提出期限を延長すべきである。

(4) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと。(継続)

(法法 37)

【理 由】

法人は、例えば CSR (Corporate Social Responsibility) 活動に対する評価のように、社会貢献という形で寄附金を支出している場合が多い。それにもかかわらず全額損金算入される指定寄附金の範囲は狭い。今後、法人の一層の社会貢献を推進するためにも、特定公益増進法人や認定 NPO 法人等に寄附した場合の特別損金算入限度額を拡充すべきである。

(5) 公益法人等の課税制度を見直すこと。(継続)

(法法 2、4)

【理 由】

公益法人等には法法第 2 条により特別法上の法人が含まれており、また法法第 4 条において公益法人等（学校法人、一般社団法人等（公益社団法人・公益財団法人及び非営利型法人に該当する一般社団法人・一般財団法人）、社会福祉法人、宗教法人、公共法人に含まれない各種の事業団等）は、法法 2 条 13 号に掲げられている 34 業種の収益事業を行う場合に限り法人税の納税義務を負うが、それ以外の事業については課税されず、税制上の優遇がなされている。

しかしながら、収益事業の判定に困難な場合が多いことや、公益目的の趣旨から逸脱し租税回

避に利用されるなど、公益法人等の課税制度の公平性、中立性が問題となっている。

租税回避として利用される例として「不活動宗教法人」※がインターネットを通じて売買され、不正な租税回避に利用されるという事例が文化庁から注意喚起されている。このため、これらの特別法上の法人については、法令で限定列挙された 34 業種の収益事業による課税方式を見直し、国税庁が営利性と公益性の判断基準を示した上で免税資格を付与するなどの制度を導入し、不正な租税回避行為が認定された場合は免税資格を取り消すことが出来るような制度の導入を提案する。

具体的な公益法人等の課税制度の見直しに際しては、税制上の優遇措置を与え得る法人かどうかという観点から、適正な管理運営（ガバナンス）、説明責任（アカウンタビリティ）、情報開示（ディスクロージャー）を考慮し、広く国民が納得できるような制度設計を目指すべきである。

なお、公益法人等の課税制度の見直しに当たっては、適正な法人管理と運営がなされている公益法人等に配慮し、激変緩和措置を設ける等の猶予期間を設けた上で実施されることが望ましい。

※「不活動宗教法人対策の推進について」令和 5 年 4 月 26 日文化庁の資料より

3 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に見直しすること。

(継続)

【理 由】

相続時精算課税制度の改正や事業承継税制を利用した非上場株式の親族外承継を含め、一人の納税義務者が相続財産の全容を把握することが困難な状況になってきている。その点、現状の法定相続分課税方式（遺産課税方式＋遺産取得課税方式）から遺産取得課税方式へ変更することにより中立的な税制を構築することができる。

また、「一人の相続人の申告漏れが他の相続人の相続税額の追加納付につながる」、「小規模宅 地等の特例や農地の納税猶予などの減税効果が事業等の継続と無関係な相続人にも及んでしまう」といった現状が抱える問題についても、遺産取得課税方式へと変更することにより解決が図られる。なお、この変更は相続税制の根本に関わる問題であるため、基礎控除額や税率構造の見直し、配偶者の税額軽減の在り方、未分割遺産に対する課税方法、制度変更に伴う抵抗感などを十分に考慮する必要がある。

(2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。（一部修正）(相法 32)

【理 由】

相続財産から控除すべき債務は、相続開始の現況によって確実に認められるものに限られてお

り、保証債務についてはその現況において保証債務の履行がなされ、求償権を行使できない場合以外は控除されない。

しかし、保証債務はその性質上、相当期間経過後に主たる債務者が弁済不能の状態になるケースが考えられ、この救済規定がないことは、制度の重大な欠陥である。したがって、申告期限までに保証債務の履行をし、求償権の行使ができない場合は期限内申告において債務控除の対象とすることに加え、申告期限後 5 年以内に保証債務の履行をし、求償権の行使ができない場合を更正の請求の特則の事由に加えるべきである。

(3) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税限度額を 1 人当たり 1,000 万円とすること。

(一部修正)

(相法 3、12)

【理 由】

少子高齢化となっている現在において、公的扶助である年金制度等だけでは被相続人死亡後の生活環境の変化等に対応することは難しくなっている。生命保険金及び退職手当金の非課税制度の目的は相続人等の生活を安定させることであり、昭和 63 年に 500 万円に改定されて以降据え置かれた状態である非課税限度額を見直し、500 万円割増して 1,000 万円とすべきである。

ただし、1,000 万円と改定することにより富裕層に対する優遇となることのないように配慮すべきである。

(4) 家屋の相続税評価の方式を見直すこと。(継続)

(財基通 89)

【理 由】

老朽化した家屋の評価は、固定資産税評価基準上の経年減点補正率の下限が 20%に設定されているため、通常の売買価額（時価）よりも固定資産税評価額が高くなる場合が多い。地方税法では、地域住民に対する行政サービスを提供するために固定資産税評価額を一定水準以上に維持する仕組みが採用されている。このため、現行の評価制度では老朽化した家屋に対して過大な相続税負担が課されており問題である。

老朽化した家屋の評価額を時価に近づけるため、財産評価基本通達 97 に定める構築物の評価方法を家屋にも適用し、再建築価額から建築時から課税時期までの期間の償却費（定額法）の合計額又は減価の額を控除した金額の 70%を評価額とする方法を新たに選択肢として加えるべきである。この見直しにより、老朽化が進み再建築価額から償却費や減価の額を差し引いた結果、評価額が 0 になる場合には、納税者はその家屋を 0 評価とすることが可能となる。

4 消費税関係

(1) 事業者免税点制度を見直すこと。(一部修正)

(消法 2①14、9、9 の 2、10、11、12、12 の 2、12 の 3、12 の 4)

【理 由】

事業者免税点制度については、この制度の抜け穴をついた租税回避行為とそれらへの対応のための度重なる改正により非常に複雑となっており、納税者にとって理解が困難な制度となっている。また、インボイス登録制度の創設により納税義務の判定は形骸化している。課税庁は、DX 化の推奨に伴い、全ての納税義務者が容易に判断出来るように、納税義務の判定をシンプルでわかりやすい制度に改め、それに対応した申告システムを構築すべきである。

(2) 簡易課税制度における基準期間の判定基準を見直すとともに、各種届出書の提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとすること。(一部修正)

(消法 30、37)

【理 由】

簡易課税制度は、消費税創設時に中小企業者の事務負担を軽減するための特例措置として設けられた制度である。この制度は、納税者にとって事務負担軽減のメリットがある。

基準期間の課税売上高を 5,000 万円から引上げし適用事業者を拡大することで、インボイスの番号確認作業やシステム導入費用等の事業者の事務費負担コストの軽減に繋がる。

また、簡易課税の各種届出書の提出期限は、適用開始課税期間の開始日の前日となっているが、次の事業年度開始前に、それらの届出等の判断をすることは困難であり、納税額にも重大な影響を与えている。一定の要件を付したうえで各種届出書の提出時期を確定申告書の提出期限と同じにするべきである。

(3) 非課税取引の範囲を見直すこと。(一部修正)

(消法 6、7、30 別表第一、別表第二)

【理 由】

非課税売上げがある場合の仕入税額控除は課税売上割合に応ずる部分のみが仕入税額控除の対象となっている。このため、非課税売上げに対応する消費税額は消費者に転嫁できないため事業者が負担することとなる。医療や福祉、教育関連など社会政策的観点から非課税とされているものは、本来的には所得税や社会福祉で対応すべき課題であり、消費税を非課税とする理論的根拠に乏しいため、非課税取引ではなく課税取引にすることが妥当である。

ただし、社会政策上の政策であるため、患者の医療費負担の増加につながらないように、0%税率も含めた税率について議論を行う必要がある。

(4) 特例における 2 年間継続適用要件を廃止すること。(継続)

(消法 9、19、30、37)

【理 由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については2年間継続適用することとなっている。経済環境の著しい変化に対応する経営判断において、税制によりその判断がゆがめられることのないよう当該制度は廃止すべきである。

- | |
|--|
| (5) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること。
(一部修正) (消法9、12の2) |
|--|

【理 由】

「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」と、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は、ともに行き過ぎた節税スキームを防止するという観点から創設されたものである。重複する部分も多くあるこれら二つの制度が併存するのは、納税者にとって理解し難く、インボイス登録制度の導入により租税回避行為の規定は重要性が低いと考えられるため統合すべきである。

5 国税共通

- | |
|---|
| (1) 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げ50万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度との選択適用とすること。(一部修正)
(所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5) |
|---|

【理 由】

減価償却資産については、その取得価額が10万円未満（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）、20万円未満（一括償却資産の必要経費又は損金算入）、40万円未満（少額減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）と複数の取扱いが認められているが、実務上は40万円未満の取得価額の必要経費又は損金算入の特例を選択するケースがほとんどである。

日本経済全体の設備投資を促進して経済の活力を維持・向上及び近年の物価高騰を踏まえ、かつ、事務処理の簡素化を実現するためにも少額の減価償却資産（所令138・法令133）の取得価額基準を大企業・中小企業を問わず50万円未満まで引き上げるべきである。なお、損益への影響を考慮し、同50万円未満の資産については事業者の判断により、一括償却資産の必要経費又は損金算入制度との選択適用ができるようにすべきである。

- | |
|--|
| (2) 行為計算否認規定の要件を明確にすること。(継続)
(所法157、法法132、132の2、132の3、相法64) |
|--|

【理 由】

行為計算否認規定は、事実認定の実質主義や仮装行為の否認規定のように新たな私法上の法的、

経済的事実を認定するものではなく、租税負担の実質的公平を図るという要請から納税者に不利益な課税を行う特例的法理と言われており、課税庁はその適用に当たり十分な注意が必要と考えられる。したがって、課税要件を明確化し、恣意性を可能な限り排除するため、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきである。

(3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。(継続)

(措法 26、67)

【理 由】

所得税及び法人税いずれの場合においても、その所得は収支計算（損益計算）を基礎としたものでなければならない。会計検査院の指摘においても「特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していた実態が見受けられた」と意見書を提出している。この特例は「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。」という本来の趣旨は失われており、実態として有利な所得計算の選択という、所得の公平を阻害する特例となっている。その適用範囲が社会保険診療報酬の額が年間 5,000 万円までの場合に限定されているとはいえ、公平な課税を損なうものであり、当該特例制度は廃止すべきである。

(4) 収用等の場合の 5,000 万円の特別控除特例を複数年適用可能とすること。(継続)
(措法 33 の 4、65 の 2)

【理 由】

同制度の要件に、一の収用交換等に係る事業につき、資産の譲渡が 2 以上の年に分けて行われた場合には最初の年に譲渡した資産に限られることが含まれている(措法 33 条の 4 Ⅲ②、65 の 2 Ⅲ②)。ところが、実務上は事業が大規模なもので複数年にわたる結果、公共事業の施行者都合で資産の譲渡が複数年になる場合が散見される。

この場合、同一年内の譲渡であれば 5,000 万円まで特例の適用が受けられたにもかかわらず、最初の年の譲渡のみの特例適用になり、翌年分は特例適用が受けられないという不公平が生じている。収用における特別控除創設の趣旨に鑑み、公共事業の施行者都合で資産の譲渡が複数年になる場合、複数年度の累計で 5,000 万円まで特例が適用されるよう救済規定を設けるべきである。

6 地方税関係

(1) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと。(継続)
(地法 341、349、388)

【理 由】

固定資産税における家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方式となっており、評価

時において家屋の新築に通常必要とされる建築費を求め、家屋の現状によって経過年数、損耗の程度などに応ずる減価を行って評価している。

地方税における応益性の原則から、現在の評価方法は基本的に妥当な面もあるが、建物の固定資産税評価額は、相続税・贈与税を計算する際の評価額に連係し、また所得税の適正家賃の計算時にも使用されるなど、他の税目にも強く影響する。

特に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の建物の場合は、経年減点補正率基準表において経過年数 65 年以上で 20% となり、減価償却の耐用年数等に関する省令における耐用年数の 50 年より長く、また残存率も多い。

これらの点から、経年減点補正率の引き下げ及び残存率の見直し等を導入することで、各税目を通した適正な時価となるように再建築価格方式を見直すべきである。

(2) 個人事業税に係る事業主控除額をその年の前年の民間平均給与額の 1.5 倍程度まで引き上げること。(継続) (地法 72 の 49 の 14)

【理 由】

個人事業税の事業主控除は、事業主の勤労部分は控除すべきという趣旨から、事業主控除が勤労の対価の性質をもつと考えられ、同時に法人企業の役員報酬や給与所得者との負担のバランス上設けられたものであるが、20 年以上も見直されていない。事業主の勤労の対価としての金額の算定は困難ではあるが、民間平均給与との比較によって求めることは合理的であると考えられる。したがって、事業主控除額をその年の前年の民間平均給与額の 1.5 倍程度に引き上げるべきである。

(3) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。(継続)

【理 由】

法人税の欠損金の繰戻し還付制度と同様に地方税においても当制度の創設を求め、窮地にある中小企業のより効率的な救済策を図るべきである。国税と地方税の課税標準の整合性、分かりやすさの面からも制度を創設すべきである。特に、解散時においては、今後救済されることはないため、解散時に限ってでも早急に対応すべきである。

(4) 住民税の所得控除額を所得税と同額にすること。(継続) (地法 34)

【理 由】

住民税は負担分任の性格を持つことから、所得税よりも広範囲の納税者に負担を求めるため、住民税の所得控除額は、所得税より低くなっているといわれる。しかし、税源移譲により平成 19 年度から住民税の税率が上がったことで国民にとっても住民税の負担は増している。また、地方

の事務負担の軽減や、納税者にとって簡素な税制とするためにも住民税の所得控除額は所得税と同額にすべきである。

- (5) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること。(継続)
(地法 383)

【理 由】

中小企業者が、固定資産税の対象となる償却資産の事業年度内の支出等について、適切な資産管理と経理処理を行うのは、一般的に法人個人ともにその決算事務を行うときである。その実態から、賦課期日である 1 月 1 日の償却資産の申告を、1 月末日までに行うことは、適正な申告及び賦課を行う課税の適正性からして大きな問題である。

そこで、中小企業者における償却資産の申告期限は、法人税及び個人所得税の申告期限と同日とする制度を創設すべきである。

なお、賦課期日は現状を維持し、前年資料により暫定的な納税を行い、当該申告が行われた後、遡って当年分の固定資産税を計算、納税者に通知し、追加納税を行うこととし、仮に追加納税が発生したとしても、延滞金を課さない措置を講じるべきである。

- (6) 電気供給業のうち、発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式について、収入金課税を見直すこと。(継続)
(地法 72 の 2、72 の 12)

【理 由】

法人事業税は、通常企業の所得に応じて課税されるが、電気・ガス供給業には収入金額に応じて課税される仕組みとなっている。令和 2 年度税制改正において、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われ、資本金の額が 1 億円以下の法人については、収入割額と所得割額の合算額に対し課税されることとなった。このことは中小企業者に相当の事務負担を強いている。そもそも収入金課税は大規模な電気事業者 に対してその担税力を根拠に課税するものであって、昨今増加している様々な事業規模の太陽光発電等の売電事業者を想定したものではないと思われる。

よって、特に中小法人においては、収入金課税を見直し、法人事業税は所得割課税とすべきである。

- (7) 事業税の社会保険診療報酬に係る課税除外の特例措置を廃止すること。
(継続) (地法 72 の 23、地法 72 の 49 の 12)

【理 由】

社会保険診療報酬等に対する収入については、社会政策的に課税除外の措置がとられているが、

課税公平の観点から、このような優遇措置は廃止すべきである。

7 国税通則法・納税環境整備関係

(1) 国税・地方税に関するビッグデータ情報共有（開示）推進の検討を始めること。
(継続)

【理 由】

行政分野においては従前から必要な情報が開示されているが、最近の ICT 化の進展により、多量性、多種性、リアルタイム性という特性を持つビッグデータをシステム上効率的に取り扱うことが可能になり、今まで以上に多くの情報を開示することが可能になった。行政が持つ情報を利用することで、納税者及び税理士は、税務上の判断をより適切に行うことが可能となり、その意義は大きい。そこで、国税・地方税の分野においても、行政が持つビッグデータ、例えば、役員退職慰労金の業種別の平均金額等について個人情報の保護等の慎重な配慮を前提に、広く納税者にも共有されるための検討を開始すべきである。また、開示する情報の内容及び方法等については、課税当局と納税者及び税理士・税理士会との間で協議する場が設けられるべきである。

(2) 電子申告・納税制度については税務行政のプラットフォームとなるよう納税者の利便性及び申告事務の実態や徴収義務者の事務負担軽減を重視したシステム等の改善を継続するとともに、広報活動に努め積極的な利用の勧奨を行うこと。(一部修正)

【理 由】

2023 年 6 月に国税庁から発表された「税務行政の将来像 2023」で、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた種々の取組が示されているように、AI（人工知能）等の新しい ICT 技術を導入するなど具体的なものとして進展している。電子申告・納税制度の基盤は、今後の税務行政のベースとなるものであり単なる申告事務にとどまらず、納税者と課税庁の間のコミュニケーションツールとして確立すべき技術と言える。そのために、下記の点での改善が実施されるべきである。

- ① 改正電子帳簿保存法第 7 条に規定する電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止については、ほぼ全ての事業者が対象となるという大幅な改正であったが、課税庁と税理士会との十分な連携や周知がなされていたとはいえず、社会的に大きな混乱が生じただけでなく、納税者に電子取引データの保存のための大きな負担が発生している。電子取引データの保存の義務化等により今後も様々な問題の発生が想定されるところ、情報化社会における税務調査のあり方、具体的な指針等について、課税庁と納税者の実情を把握している税理士会が連携して法整備も含めた検討を実施すべきである。

- ② 法令上の文書以外の情報等の取扱いや課税当局との双方向のやり取りを可能とするように、e-Tax 等の運営について制度面も含めて具体的な改善を実施すること。例えば、相続時精算課税の選択の有無、譲渡所得申告時の買換特例適用実績、消費税の簡易課税選択届出書等の提出の有無等、納税者の各種申告・届出の状況等は、一部メッセージボックス等で確認できるものもあるが、未だ税務署に行かないと確認できないものが多い状況にある。相続時精算課税の選択の有無や消費税の簡易課税の選択届出書の提出等、数十年前に行った申告・届出等の効力が継続しており納税者がその事実を失念していることもあるため、納税者又は税理士が事前に税務署に出向いて申告・届出等の状況を網羅的に確認することは大きな負担である。納税者が適正な申告を簡便に行うために、e-Tax 等において、税務署に行かずにいつでもこれらの情報を確認できるようにするシステム改修等を早急に行うべきである。また、調査関係書類等の提出だけでなく、e-Tax 等を通じた課税当局と納税者及び税務代理人との双方向のやり取りを行えるようにするべきである。
- ③ 税務関連システムの開発に当たっては、納税者の経理実務及び税務申告の実態に配慮すること。例えば、年末調整アプリについては、システムだけの問題ではなく事業者における年末調整事務のより一層の負担軽減となるよう並行して改良していく必要があり、年末調整対象者となる給与所得者の税務面に対する意識向上と理解を啓発する施策を実施するとともに、積極的な利用勧奨を行うこと。
- ④ 納税者等とのコミュニケーションが円滑になされるインシデント対応プロセスを構築すること。電子申告の処理遅延などが生じた際には、影響を受けた納税者・税理士等に対して早急に情報提供がなされ、現状認識を速やかに行えるようにすべきである。
- ⑤ 地方公共団体の基幹業務等システムについては、ガバメントクラウドをベースに効率的かつ効果的な環境整備が行われることとなったが、現在の地方税における電子申告の環境の課題を明確に把握し、国税との連係をはじめとする納税者利便につながる構築が行われるべきであり、eLTAX と e-Tax の統合も検討するべきである。

(3) 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業者を加えること
(継続)

(番号法 39)

【理 由】

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用され、設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業者は支払調書等の場面において自身の個人番号を用いなければならず、個人情報漏えいリスクの不安を感じている者も少なからずいる。不安の解消と利便性向上のために、個人事業者についても開業届により法人番号の付番を行うべきである。もしくは、法人番号と同様に利活用可能な個人事業者番号を付番するか、又は適格請求書発行事業者番号により代替すべきである。

(4) 国税庁の法人番号公表サイトにおいて、インボイス登録の有無を表記すること。(継続)

【理 由】

インボイス番号を検索するに当たり、まずは国税庁のホームページの「法人番号公表サイト」で法人番号を検索し、その後「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で再度検索することが多いが、「法人番号公表サイト」にインボイス番号の有無を記載すれば利便性の向上が図られる。

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

(1) 調査の事前通知を電磁的方法によって行うこと。(継続)

(通法 74 の 9)

【理 由】

法定化された調査における事前通知事項は 11 項目にも及び、しかもその通知手段は原則として口頭（電話）によって行われている。納税者の聞き違いといった内容の誤認を防止するため、また、デジタル化を推進するためにも、納税者又は税理士・税理士法人に対して電子申告のメッセージボックスを利用するなどの電磁的な方法で通知する措置を講じるべきである。また、反面調査にあっても、通常の調査に準じた取扱いとすべきである。令和 4 年 1 月から税務調査等で提出を求められた資料を電子申告で提出することができるようになっている。今後は税務調査の現場でも双方向で電磁的方法の利用を促進するべきである。

(2) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び税務代理人に対しその調査経過を通知すること。(継続)

【理 由】

通則法の改正後、税務調査に関する手続が厳格になったことから調査期間が長期化している傾向がある。中には実地調査の後何か月も連絡がないケースもあり、納税者に対し心理的負担を強いることとなっている。調査が長期間に及ぶ際には、国税不服審判所における不服審査においても「審理の状況・予定表」により進行状況等の連絡がされることとなっており、税務調査においても、その途中において納税者及び税務代理人に対し調査の進捗状況や今後の見通し等について通知を行うべきである。

(3) 法人税、消費税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること。(継続)

【理 由】

実績に基づく中間申告書の提出がない場合には、みなし予定申告の規定が働き、予定申告書提出は形式的な手続に止まる。

煩雑な納税義務を簡素合理化するため、予定申告書の提出は要しない制度にすべきである。また、納付書の送付がないこと及びメッセージボックスでの通知を見落とすことが想定されるため、電子申告による確定申告時に、「ダイレクト納付による予定納税の同意」をとる申告書様式の変更を実施し、個人の振替納税と同様の事務で完結する制度にすべきである。

なお、地方税についても同様の制度にすべきである。

(4) 個人事業者が死亡した場合の届出を廃止すること。(継続)

【理 由】

個人事業者が死亡した場合には、所得税に関して「個人事業の開業・廃業等届出書」「所得税の青色申告の取りやめ届出書」「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を、消費税に関して「事業廃止届出書」の提出が求められている。個人の死亡はすべての活動の終了事由であり、既に相続税法第58条の規定により市町村長から所轄税務署への通知が実施されているため、届出書の提出は不要とするべきである。

(法務大臣等の通知)

第五十八条 法務大臣は、死亡又は失踪（以下この項及び次項において「死亡等」という。）に関する届書に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百二十条の四第一項（届書等情報の提供）に規定する届書等情報（これに類するものとして財務省令で定めるものを含む。）の提供を受けたときは、当該届書等情報に記録されている情報及び当該死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で財務省令で定めるものを、当該届書等情報の提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者が当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書を受理したとき又は当該届書に係る事項の通知を受けたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項その他の事項で財務省令で定めるものを、当該届書を受理した日又は当該通知を受けた日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(5) 税務行政手続に関して、行政手続法第 1 条の規定趣旨を特別法である国税通則法に採り入れ、納税者権利憲章を制定すること（一部修正）

【理 由】

国税通則法の改正により透明化が図られたが、より適正な行政執行が行われるよう、税務手続について行政手続法第 1 条の規定趣旨である「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」を特別法である国税通則法に採り入れ、納税者権利憲章を制定するべきである。納税者権利憲章には、納税者を丁寧扱い、広報、相談体制を強化し税法を知る権利を保障し、税務調査の適正手続きの保障、不服申立ての権利侵害からの救済、独立した機関による苦情相談の受付・権利救済手続きの教示などを制定すべきである。

(6) 輸出免税の適用を受ける自動車重量税の還付を認めること。（新規）

【理 由】

自動車重量税の永久抹消及び解体による登録抹消は還付される。他方、輸出免税による登録抹消による場合は還付されない。日本国内で使用されないことが明らかであることは同じであるが、不公平であるため還付されるべきである。

2 地方税に関する事項

(1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現するとともに、異動届出書においても簡素化すること。（継続）

【理 由】

平成 29 年度税制改正において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」について、その添付が不要となり手続の簡素化が図られた。しかし、地方税においては従来どおり「登記事項証明書」の添付が必要であり、納税者にとっての完全な手続簡素化には至っていないため、早期の導入が望まれる。

また、法人の登記内容等が変更になった場合には、税務署・都道府県・市区町村へ異動届出書の提出が求められる。これは重複する手続であり、その異動内容に違いがあってはならない。そこで、e-Tax で異動届出書を提出した場合は、その内容を地方自治体に同時送信または転送する仕組みとするべきである。

3 その他

(1) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること。(継続)

【理 由】

OECD／G20においては、令和3年10月に経済のデジタル化の進展に伴う課税上の問題について、二つの柱からなる国際的な合意がまとめられた。そこでは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題の国際的な解決について、課税所得及び課税権の問題と税源浸食への対抗措置が取り上げられている。本国際合意の実施に向けて課題は山積みであるが、デジタル課税の問題は、将来的に各国の国内税制にも影響を与える可能性が強い。これらの点から、デジタル課税については、国際合意に則った法制度の整備を進める段階で、国内企業に過度な負担とならないように配慮されるべきであり、海外での円滑な事業を支える税制を目指すべきである。またその内容と具体的な方針について、できるだけ早く納税者及び税理士会等に対する情報共有と意見交換が行われる場を設けるべきである。

(2) 電子申告をしている関与先については、税理士業務概況報告書の提出を省略すること。(継続)

【理 由】

毎年、税理士は国税局に対して税理士業務概況報告書を提出している。しかし、電子申告の普及推進により、申告と同時に税理士に関する情報も送信されており、また現時点の法人・個人と税理士の委任関係も e-Tax 上で明確になっている。このようなことから、納税者における関与税理士の状況については国税局側で容易に把握できていると思われる。事務の効率化を図る上でも、電子申告をしている関与先については同報告書の提出を省略し、電子申告をしていない関与先のみを対象に提出を求める形態に改めるべきである。

(補足) 国税局によって概況書の様式が異なっており、高松国税局では個別の関与先については関与先名簿にその名称、所在地、決算月、関与区分（帳簿作成まで行うか否か等の区分）、関与開始月日、関与解消月日を、使用人については使用人等名簿でその氏名、生年月日、住所、資格、採用月日、退職月日の記載が求められている。大阪国税局では関与先数及び使用者数を報告するのみとなっているようである。詳細な情報に重要性がないのであれば、そもそもこの制度を廃止することも検討すべきと思われる。

(3) 税務相談、税務調査にウェブ会議システムを導入すること。(一部修正)

【理 由】

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」によると、税務相談は税務署に行かずにできるように、チャットボットの充実やプッシュ型の情報配信など利便性の向上が図られている。しかしながら、チャットボットは年末調整や確定申告の時期に限定

されており、個別的な質問はなお税務署に行かないと解決ができない。あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現のため、税務相談についてもウェブ会議システムを導入すべきである。

また、税務調査については令和 7 年 9 月以降 GSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入しており、ウェブ会議システムを必要に応じて業務利用するようになっているが、記録の効率性とハラスメント防止のため、録画録音を可能とすること。

(4) ハラスメント等苦情相談や不服申立て・訴訟の教示のため課税当局から独立した機関を設けること。（新規）
--

【理 由】

国税庁レポート 2025 にあるように納税者サービスの充実は益々重要になっている。納税者に対して丁寧に接しているか、またハラスメントや税務調査過程における苦情相談、不服申立て・訴訟のための教示は、納税者・税理士にとって必要不可欠であり、納税者の信頼の醸成へとつながる。そのための苦情相談等の窓口として納税者支援調整官が考えられるが、まだまだ認知度は低い。さらなる納税者サービスの充実のため、例えば国税不服審判所の下などに、苦情相談や不服申立て・訴訟を教示する課税当局から独立した機関を設け、権利救済の一定の権限を与え、人員を増加させ、合わせて不服申立て件数の増加も図り、権利救済の体制を強化すべきである。